

## 第 8 予防接種

感染症に関する予防対策としては、「感染源対策」「感染経路対策」「感受性対策」の3つが挙げられる。

このうち、「感受性対策」に重点を置くものが「予防接種法」の対象としてとりあげられており、当該法に基づく定期の予防接種を行っている。平成7年度以降、実施方法は学校や保健所で行う集団接種から委託医療機関で行う個別接種へと移行し、平成24年7月に、ポリオ（生ワクチン）の接種を最後に、集団接種を終了した。

また、平成13年11月の法改正に伴い同年より高齢者を対象としたインフルエンザ予防接種を実施し、平成17年度からは乳幼児を対象としたインフルエンザ予防接種（法定外の任意接種）を実施している。

B C G（結核の予防接種）については、平成19年4月の結核予防法廃止に伴い、その規定が「予防接種法」に移管された。

さらに、法定外の任意接種として、平成23年1月4日より、中学1年生から高校1年生相当の年齢の女子を対象とした子宮頸がん予防ワクチン、乳幼児を対象としたヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンに対する無料接種を実施し、平成25年度から定期接種となった。

平成24年には9月から不活化ポリオ、11月から四種混合ワクチンを、平成26年には10月から水痘ワクチン、11月から高齢者を対象とした肺炎球菌ワクチンの定期接種を開始した。

平成28年には10月からB型肝炎ワクチンの定期接種を開始し、定期接種の対象とならない3歳未満の幼児を対象にB型肝炎ワクチンの法定外の任意接種を実施した。

令和元年には、6月から風しんの抗体検査を行った上でのMRワクチンの定期接種を実施している。

令和2年には10月からロタウイルスワクチンの定期接種を開始した。

令和2年12月9日の予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律（令和2年法律第75号）の施行により、新型コロナウイルス感染症が臨時の予防接種に指定され、令和3年2月17日から、新型コロナウイルスワクチンの臨時接種を開始した。

令和3年4月から、骨髄移植等の医療行為を受けたことにより、予防接種で得た免疫が失われた者が、ワクチンの再接種を行う場合の、再接種に係る費用の全部又は一部に対する助成を開始した。

令和4年4月から、平成25年6月14日以降のヒトパピローマウイルス感染症に係る子宮頸がん予防ワクチンの定期予防接種の積極的勧奨の差し控えにより、当該定期接種を受ける機会を逸した者（平成9年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた女子）について、令和7年3月31日まで定期接種の対象者とした。

### 1 定期予防接種一覧表

種 類	接 種 対 象 年 齢	接種回数
四種混合 （ジフテリア 破傷風 百日せき 不活化ポリオ （注1））	I 期（初回・追加）：生後2月から生後90月に至るまでの間にある者	初回3回 追加1回
	II 期（ジフテリア・破傷風混合）：11才以上13才未満の者	1回
麻しん・風しん （MR混合または 単抗原ワクチン） （注2）	I 期：生後12月から生後24月に至るまでの間にある者	1回
	II 期：5歳以上7才未満の者であって、小学校就学前の1年間にある者	1回
	V 期：昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性	1回

種 類	接 種 対 象 年 齢	接種回数
日 本 脳 炎 (注3)	I 期 (初回・追加) : 生後 6 月から生後 90 月に至るまでの間にある者	初回 2 回 追加 1 回
	II 期 : 9 歳以上 13 歳未満の者	1 回
結核 (BCG) (注4)	生後 1 歳に至るまでの間にある者	1 回
ヒブ感染症	生後 2 か月から生後 60 月に至るまでの間にある者	接種開始時期により異なる (注5)
小児の肺炎球菌感染症	生後 2 か月から生後 60 月に至るまでの間にある者	接種開始時期により異なる (注6)
ヒトパピローマウイルス 感染症 (子宮頸がん) (注7)	12 歳となる日の属する年度の初日から 16 歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子	接種開始時期により異なる
水痘 (注8)	生後 12 月から生後 36 月に至るまでの間にある者	2 回
B 型肝炎 (注9)	生後 1 歳に至るまでの間にある者	3 回
ロタウイルス感染症 (注10)	令和 2 年 10 月 1 日以降に生まれた、 (1 価) 出生 6 週 0 日後から 24 週 0 日後まで の間にある者 (5 価) 出生 6 週 0 日後から 32 週 0 日後まで の間にある者	(1 価) 2 回 (5 価) 3 回
高齢者等インフルエンザ	65 歳以上の者 60 歳以上 65 歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの	期間中 1 回
高齢者等肺炎球菌 (注11)	65 歳の者 60 歳以上 65 歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの	1 回

- (注1) 平成 17 年 9 月厚生労働省は、ジフテリア、百日咳及び破傷風への第 1 期定期予防接種は三種混合のみとの見解を示した。平成 24 年 9 月 1 日から不活化ポリオ (単抗原ワクチン) が定期予防接種に加わった。平成 24 年 11 月 1 日からジフテリア、百日咳、破傷風に不活化ポリオを加えた四種混合として、定期予防接種となった。令和 5 年 4 月 1 日から接種開始時期が生後 2 か月からに変更された。
- (注2) 麻しん及び風しんについては、平成 18 年 4 月より I・II 期での 2 回接種となった。また、平成 20 年度より 5 年間の時限措置として、中学 1 年及び高校 3 年の年齢相当者を対象とした III 期及び IV 期接種を実施することとなった。さらに、平成 23 年 5 月 20 日～平成 24 年 3 月 31 日までの間、修学旅行や学校行事としての研修旅行で海外に行く高校 2 年生も IV 期として接種対象となった。令和元年度より 3 年間の時限措置として、昭和 37 年 4 月 2 日から昭和 54 年 4 月 1 日の間に生まれた男性を対象とし、抗体検査を行った上での V 期接種を実施することとなった。V 期接種の取り扱いは令和 6 年度末まで延長されることになった。
- (注3) 従来の日本脳炎ワクチンについては、接種後に ADEM (急性散在性脳脊髄炎) の発症例があったため、平成 17 年 5 月 30 日の厚生労働省の勧告より積極的な接種勧奨は控えていた。平成 21 年 6 月より新しいワクチン (乾燥細胞培養日本脳炎) が供給開始となったが、接種対象は I 期のみとされた。その後、平成 22 年 4 月 1 日より、I 期の対象者 (3 才児) に対して積極的な接種勧奨を行うことになった。そして、平成 22 年 8 月 27 日より、II 期の対象者についても新しいワクチンが接種可能となり、また、接種勧奨の差し控えにより 1 期における 3 回の接種を受けられなかった対象者についても特例措置として、その不足分を II 期の期間において接種可能となった。さらに平成 23 年 5 月 20 日より、平成 17 年度～平成 21 年度に接種機会を逃した者に対する措置として、平成 7 年 6 月 1 日～平成 19 年 4 月 1 日生まれの者は 6 か月以上 20 歳未満の間に日本脳炎の定期予防接種が可能となった。また、平成 25 年 4 月 1 日からは平成 7 年 4 月 2 日～平成 7 年 5 月 31 日生まれの者についても特例措置の対象が拡大された。

- (注4) 平成19年6月よりBCG個別接種導入（20年3月までは保健センターでの集団接種も並行して実施した）。
- (注5) 生後2か月から生後7か月未満の間で開始した場合は4回、生後7か月から生後12か月未満の間で開始した場合は3回1歳から5歳未満の間で開始した場合は1回となっている。
- (注6) 生後2か月から生後7か月未満の間で開始した場合は4回、生後7か月から生後12か月未満の間で開始した場合は3回1歳から2歳未満の間で開始した場合は2回、2歳から5歳未満の間で開始した場合は1回となっている。
- (注7) ヒトパピローマウイルス感染症は平成25年6月14日に、積極的な接種勧奨を控えるよう厚生労働省から勧告があった。令和2年10月9日に、予防ワクチン情報を対象者及びその保護者に個別送付するよう厚生労働省から通知があった。令和3年11月26日に、平成25年通知が廃止されたことを踏まえ、接種勧奨を行うよう厚生労働省から通知があった。令和4年4月1日から、積極的勧奨の差控えの終了に伴い接種機会を逃した方（平成9年4月2日～平成20年4月1日生まれの女性）に対するキャッチアップ接種が開始された（令和7年3月31日まで）。9価ワクチンは1回目の接種を15歳になるまでに受ける場合は2回、15歳になってから受ける場合は3回接種、2価ワクチン・4価ワクチンは3回接種となっている。
- (注8) 平成26年10月1日から開始。経過措置として、平成26年度に限り、生後36月に至った日の翌日から生後60月に至るまでの間にある者の接種1回分を定期接種の対象とした。
- (注9) 平成28年10月1日から開始。
- (注10) 令和2年10月1日から開始
- (注11) 平成26年11月1日から開始。経過措置として、平成26年3月31日において100歳以上の者及び平成26年度から平成30年度までは、該当する年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる者を定期接種の対象としていたが、平成31年度（令和元年度）から令和5年度まで、経過措置が延長されている。

## 2 臨時予防接種

種類	接種対象年齢	接種回数・時期
新型コロナウイルスワクチン (注12)	原則、日本国内に住民登録がある12歳以上の者	期間中3回を限度 令和3年2月17日 から令和4年9月 30日まで
	原則、日本国内に住民登録のある5～11歳の者	期間中2回を限度 令和4年2月21日 から令和4年9月 30日まで

- (注12) 令和3年2月17日から開始。  
令和3年12月1日から、接種対象者のうち2回の接種が完了したすべての者を対象に、3回目接種が開始された。  
令和4年2月21日から、小児（5～11歳）に接種対象が拡大された。

## 3 法定外予防接種

種類	接種対象年齢	接種回数・時期
乳幼児インフルエンザ	生後6月から小学校就学前の乳幼児	期間中2回 10月から翌年2月
再接種	再接種を受ける日に20歳未満の者 ※ただし、四種混合は15歳、ヒブは10歳、小児用肺炎球菌は6歳、BCGは4歳に達する日まで。	

#### 4 予防接種実施時期

種類	年齢																						
	出生	3 か 月	6 か 月	9 か 月	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	6 歳	7 歳	8 歳	9 歳	10 歳	11 歳	12 歳	13 歳	14 歳	15 歳	16 歳	17 歳	18 歳	
四種混合 (ジフテリア 破傷風 百日せき 不活化ポリオ)		↓	↓	↓	↓					(I期)						↓(II期)							
麻しん・風しん (混合または 単独ワクチン)					↓(I期)						↓(II期)												
日本脳炎							↓	↓		(I期)					↓								
結核 (BCG)			↓																				
ヒブ感染症		↓	↓	↓	↓																		
小児の 肺炎球菌 感染症		↓	↓	↓	↓																		
ヒトパピローマ ウイルス感染症 (子宮頸がん)																	↓	↓	↓				
水痘					↓	↓																	

種類	年齢																					
	出生	3か月	6か月	9か月	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳
B型肝炎	↓	↓	↓																			
ロタウイルス感染症（1価）	↓	↓																				
ロタウイルス感染症（5価）	↓	↓	↓																			

↓ 接種

■ 標準的な接種年齢

□ 接種が定められている年齢

## 5 予防接種実施状況

### (1) 定期接種

(単位：人)

区分	年 度				
	30	令和元	2	3	4
四種混合(百日せき/ジフテリア/破傷風/不活化ポリオ)	11,950	11,355	10,935	10,056	9,346
三種混合(百日せき/ジフテリア/破傷風)	1	0	0	0	0
二種混合(ジフテリア/破傷風)	2,833	2,771	3,164	2,594	2,448
結核 (BCG)	2,920	2,794	2,634	2,511	2,352
急性灰白随炎 (不活化ポリオ)	27	0	0	0	0
急性灰白随炎 (ポリオ・生ワクチン) (注1)	27	0	0	0	0
麻しん風しん混合Ⅰ～Ⅱ期	6,140	5,852	5,887	5,220	5,089
麻しん風しん混合Ⅲ～Ⅳ期					
麻しん風しん混合Ⅴ期		493	1,484	428	236
麻しん (注2)	0	0	0	0	0
風しん (注2)	0	0	0	0	0
日本脳炎	15,439	14,315	15,774	9,437	11,422
ヒブ感染症	11,959	10,984	10,892	9,945	9,436
小児の肺炎球菌感染症	11,934	11,143	10,801	9,903	9,466

区 分	年 度				
	30	令和元	2	3	4
ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん）	76	181	413	3,471	4,138
水痘	5,773	5,493	5,623	4,656	4,369
B型肝炎	8,837	8,259	7,833	7,534	7,092
ロタウイルス感染症			2,333	5,593	5,289
高齢者等インフルエンザ	73,230	76,524	90,629	81,502	81,593
高齢者等肺炎球菌	13,797	7,105	7,858	6,249	5,646

(注1) ポリオ（生ワクチン）は、平成20年度より年に4回集団接種を実施（19年度までは年に2回実施）。平成24年7月に終了。

(注2) 麻しんおよび風しんの予防接種については、平成17年度まで、生後12～90月未満の間にそれぞれ1回ずつ接種していた。

平成18年度以降は麻しん風しん混合ワクチンの接種が原則となっているが、どちらかになり患したことがある場合は、り患していないほうの単独ワクチンのみの接種も可能となっている。

## (2) 臨時接種

(単位：人)

区 分	年 度				
	29	30	令和元	2	3
新型コロナウイルスワクチン					857,687

## (3) 任意接種(法定外の予防接種)

(単位：人)

区 分	年 度				
	30	令和元	2	3	4
乳幼児インフルエンザ	22,535	23,304	23,441	18,070	14,614
B型肝炎(注1)					
再接種(注2)				1	1

(注1) 平成29年1月4日から平成29年12月31日までの間に実施。

(注2) 令和3年4月1日から開始。骨髄移植等の医療行為を受けたことにより、予防接種で得た免疫が失われた者が、ワクチンの再接種を行う場合の、再接種に係る費用の全部又は一部に対する助成。